

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和7年度）

報告書の
現在ページ数/総ページ数
を記載

(1 / 2)
令和7年 月 日

呉市長様

記載例

廃棄物を排出した事業者について記載
注意：個人事業者は氏名を記載
『〇〇医院』や『××商店』は事業場の名称に該当
法人事業者は名称と代表者名を記載

〒 737-xxxx
住所 広島県呉市中央〇丁目△番□号
氏名 株式会社 △建設
代表取締役 ○○ ○○
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)
電話番号 0823-12-3456

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、令和6年度（2024年度）の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	市道〇〇線補修工事 外2事業場		業種	総合工事業		業種コード	D06
事業場の所在地	広島新開〇丁目〇番 外2事業場		担当者所属	工事部第1係		担当者名	□□ □□
			電話番号	0823-12-3456		FAX番号	0823-23-4567
番号	産業廃棄物の種類 必ず重量で記載 単位はトン表記 立方メートルの 換算係数による こと	排出量 (t) 排出量 (トン) で記入	管理票の交付 枚数 (枚)	運搬受託者の許可番号 (下6桁を記入)	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所 (運搬の目的地)	処分場所の住所
1	がれき 1500	2000	6	357901	△△建設(有)	呉市〇町	〇〇〇〇
2	区間を区切った運搬 6666	小数点		258147	(有)〇△サービス	広島市安佐北区	〇〇〇〇
3	木くず 0800	400	3	999999	自社運搬	東広島市黒瀬町	〇〇〇〇
4	ガラスくず等 1300	0110 排出量が110kgの 場合は『0.11t』 と記載	2	999999	自社運搬	東広島市黒瀬町	〇〇〇〇

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等に係るものを明らかにすること。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。
- 運搬先の住所は記載要領により記入すること。

■ 運搬先コード

地方	名称	運搬先コード
北海道	北海道	001
東北	青森県	002
	岩手県	003
	宮城県	004
	秋田県	005
	山形県	006
	福島県	007
関東	茨城県	008
	栃木県	009
	群馬県	010
	埼玉県	011
	千葉県	012
	東京都	013
	神奈川県	014
中部	新潟県	015
	富山県	016
	石川県	017
	福井県	018
	山梨県	019
	長野県	020
	岐阜県	021
	静岡県	022
	愛知県	023
近畿	三重県	024
	滋賀県	025
	京都府	026
	大阪府	027
	兵庫県	028
	奈良県	029
	和歌山県	030
中国	鳥取県	031
	島根県	032
	岡山県	033
	広島県	034
	広島市	073
	呉市	074
	福山市	091
	山口県	035
四国	徳島県	036
	香川県	037
	愛媛県	038
	高知県	039
九州・沖縄	福岡県	040
	佐賀県	041
	長崎県	042
	熊本県	043
	大分県	044
	宮崎県	045
	鹿児島県	046
沖縄県	047	

■産業廃棄物コード（令和2年度）

コード	種類	種類	換算係数 t / m ³
0100	燃え殻		1.14
0200	汚泥		1.10
0300	廃油		0.90
0400	廃酸		1.25
0500	廃アルカリ		1.13
0600	廃プラスチック類		0.35
0700	紙くず		0.30
0800	木くず		0.55
0900	繊維くず		0.12
1000	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物	1.00
4000	動物系固形不要物	とさつし、又は解体した獣畜及び食鳥処理した食鳥に係る固形状の不要物	1.00
1100	ゴムくず		0.52
1200	金属くず		1.13
1300	ガラスくず等	ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く）及び陶磁器くず	1.00
1322	廃石膏ボード		0.30
1400	鋳さい		1.93
1500	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物	1.48
1600	動物のふん尿		1.00
1700	動物の死体		1.00
1800	ばいじん		1.26
1900	13号廃棄物	産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の産業廃棄物に該当しないもの（産業廃棄物処理物）	1.00
2000	建設混合廃棄物		0.26
2300	シュレッターダスト	廃自動車等を破碎したもの	0.26
2400	石綿含有産業廃棄物	非飛散性のアスベストを含む産業廃棄物	—
2500	水銀使用製品産業廃棄物	水銀を使用した製品が産業廃棄物となったもの	—
2600	水銀含有ばいじん等	水銀を一定以上含有するばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ	—
3000	廃自動車	自動車、自動二輪車等で不要となったもの	1.00
3100	廃電気機械器具		1.00
3510	鉛蓄電池	鉛蓄電池で不要となったもの（※水溶液は特別管理産業廃棄物）	1.00
3520	乾電池	乾電池で不要となったもの	1.00
3500	廃電池類(上記以外)	鉛蓄電池、乾電池以外の電池類で不要となったもの	1.00
7000	可燃性廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	0.90
7100	腐食性廃酸	水素イオン濃度指数（pH）2.0以下の廃液	1.25
7200	腐食性廃アルカリ	水素イオン濃度指数（pH）12.5以上の廃液	1.13
7300	感染性産業廃棄物		0.30
7410	廃PCB等	PCBを含む廃油、PCB汚染物、PCB処理物	1.00
7440	廃水銀等	廃水銀等及び当該廃水銀等を処分するために処理したもの	13.57
7421	廃石綿等	石綿除去事業により撤去されたアスベスト等	0.30
7422	指定下水汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
7423	特定有害鋳さい	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.93
7424	特定有害燃え殻	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.14
7425	特定有害廃油	判定基準を超過する有害物質を含むもの	0.90
7426	特定有害汚泥	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.10
7427	特定有害廃酸	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.25
7428	特定有害廃アルカリ	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.13
7429	特定有害ばいじん	判定基準を超過する有害物質を含むもの	1.26
7430	特定有害13号廃棄物	判定基準を超過する有害物質を含み、特別管理産業廃棄物を処分するために処理したものであって、他の特別管理産業廃棄物に該当しないもの（特定有害産業廃棄物処理物）	1.00
6666	区間を区切った運搬	区間を区切った収集運搬を委託した場合	—

※ この換算表はあくまでマクロ的な重量を把握するための参考値という位置付けであることに留意されたい。

■業種コード

大分類	中分類	業種コード	
A 農業	農業	A01	
	林業	A02	
B 漁業	漁業(水産養殖業を除く)	B03	
	水産養殖業	B04	
C 鉱業	鉱業, 採石業, 砂利採取業	C05	
D 建設業	総合工事業	D06	
	職別工事業(設備工事業を除く)	D07	
	設備工事業	D08	
E 製造業	食料品製造業	E09	
	飲料・たばこ・飼料製造業	E10	
	繊維工業	E11	
	木材・木製品製造業(家具を除く)	E12	
	家具・装備品製造業	E13	
	パルプ・紙・紙加工品製造業	E14	
	印刷・同関連業	E15	
	化学工業	E16	
	石油製品・石炭製品製造業	E17	
	プラスチック製品製造業(別掲を除く)	E18	
	ゴム製品製造業	E19	
	なめし革・同製品・毛皮製造業	E20	
	窯業・土石製品製造業	E21	
	鉄鋼業	E22	
	非鉄金属製造業	E23	
	金属製品製造業	E24	
	はん用機械器具製造業	E25	
	生産用機械器具製造業	E26	
	業務用機械器具製造業	E27	
	電子部品・デバイス・電子回路製造業	E28	
	電気機械器具製造業	E29	
	情報通信機械器具製造業	E30	
	輸送用機械器具製造業	E31	
	その他の製造業	E32	
	F 電気・ガス・熱供給・水道業	電気業	F33
		ガス業	F34
		熱供給業	F35
		水道業	F36
	G 情報通信業	通信業	G37
		放送業	G38
		情報サービス業	G39
		インターネット附随サービス業	G40
映像・音声・文字情報制作業		G41	
H 運輸業, 郵便業	鉄道業	H42	
	道路旅客運送業	H43	
	道路貨物運送業	H44	
	水運業	H45	
	航空運輸業	H46	
	倉庫業	H47	
	運輸に附帯するサービス業	H48	
	郵便業(信書便事業を含む)	H49	

大分類	中分類	業種コード
I 卸売業, 小売業	各種商品卸売業	I50
	繊維・衣服等卸売業	I51
	飲食料品卸売業	I52
	建築材料, 鉱物・金属材料等卸売業	I53
	機械器具卸売業	I54
	その他の卸売業	I55
	各種商品小売業	I56
	織物・衣服・身の回り品小売業	I57
	飲食料品小売業	I58
	機械器具小売業	I59
	その他の小売業	I60
	無店舗小売業	I61
	J 金融業, 保険業	銀行業
協同組織金融業		J63
貸金業, クレジットカード業等非預金信用機関		J64
金融商品取引業, 商品先物取引業		J65
補助的金融業等		J66
保険業(保険媒介代理業, 保険サービス業を含む)		J67
K 不動産業, 物品賃貸業	不動産取引業	K68
	不動産賃貸業・管理業	K69
	物品賃貸業	K70
L 学術研究, 専門・技術サービス業	学術・開発研究機関	L71
	専門サービス業(他に分類されないもの)	L72
	広告業	L73
	技術サービス業(他に分類されないもの)	L74
M 宿泊業, 飲食サービス業	宿泊業	M75
	飲食店	M76
	持ち帰り・配達飲食サービス業	M77
N 生活関連サービス業, 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業	N78
	その他の生活関連サービス業	N79
	娯楽業	N80
O 教育, 学習支援業	学校教育	O81
	その他の教育, 学習支援業	O82
P 医療, 福祉	医療業	P83
	保健衛生	P84
	社会保険・社会福祉・介護事業	P85
Q 複合サービス事業	郵便局	Q86
	協同組合(他に分類されないもの)	Q87
R サービス業(他に分類されないもの)	廃棄物処理業	R88
	自動車整備業	R89
	機械等修理業(別掲を除く)	R90
	職業紹介・労働者派遣業	R91
	その他の事業サービス業	R92
	政治・経済・文化団体	R93
	宗教	R94
	その他のサービス業	R95
	外国公務(他に分類されるものを除く)	R96
S 公務(他に分類されないもの)	国家公務(他に分類されるものを除く)	S97
	地方公務(他に分類されるものを除く)	S98
T 分類不能の産業	分類不能の産業	T99